

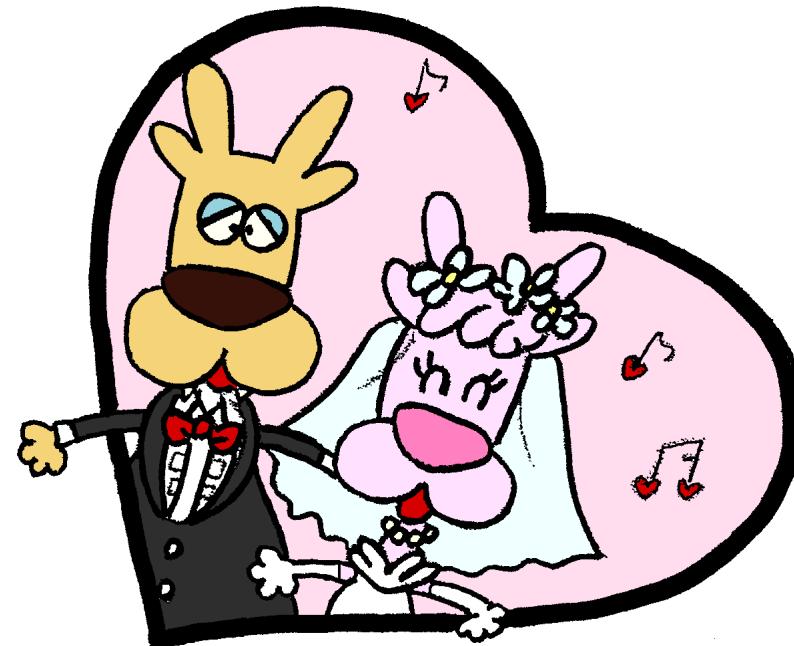
## 注意事項

- (1) 当事者本人に相談員より直接お話を伺いますので、相談所への来室をお願いいたします。
- (2) 申込内容に変更があった時はすみやかに変更の届出をお願いします。
- (3) 登録の有効期間は、申込日から3年間です。
- (4) 入籍や退会の申出があった場合は、関係書類を返却いたします。  
有効期限を経過した方は、継続登録の意思を確認します。
- (5) 交際については当事者相互の責任とし、また身元調査を必要とする場合は、各自において行ってください。
- (6) 次の場合は登録を取り消します。
  - ① 申込書、その他書類に不実または虚偽の記載があったとき。
  - ② 風紀を乱す行為があったとき。
  - ③ その他結婚相談に不適正な行為があると認められたとき。
- (7) 登録いただいた方の情報は、個人情報を除いて市原市・木更津市・君津市・富津市の結婚相談員と共有しております。

## 同意及び誓約について

- (1) 提出した書類の記載事項は、事実に相違ありません。
- (2) 結婚相談業務において、特定の第三者（結婚希望者）が写真を閲覧することに同意します。
- (3) 結婚相談の過程で知り得た個人のプライバシーに関するることは、第三者に漏らすことはしません。
- (4) 紹介を受けた相手（結婚希望者）に対して、迷惑をかけるような行為はしません。
- (5) 結婚相談または紹介の結果発生した事柄については、自らの責任において対処します。
- (6) 登録の有効期間（3年）を経過し、引き続き結婚相談を利用する場合は、改めて登録の手続きを行います。なお、旧の関係書類について自ら引き取らない場合は、市の責任において処分することに同意します。

# 結婚相談案内



袖ヶ浦市結婚相談所

## 袖ヶ浦市結婚相談所のご案内

生涯の伴侶となる人を求めている方の幸せな結婚のため、結婚相談員がお相手探しのお手伝いをしています。ご登録のうえ、お気軽にご相談ください。

### (1) 相談日及び場所

【平日】毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）

時間：午前10時～12時、午後1時～4時

受付は午後3時30分まで

場所：袖ヶ浦市役所 南庁舎2階 総合相談室

【休日】年6回（土曜日または日曜日）

時間：平日の相談と同じ

場所：市役所（4月・10月）、平川交流センター（6月・12月）、

長浦交流センター（8月・翌年2月）

※結婚相談所をご利用いただく場合は、事前登録が必要です。

休日相談の日程等、詳細は袖ヶ浦市のHPをご覧ください →



### (2) 相談の流れ

結婚相談員が登録者の意向をお聞きし、希望の条件に合うお相手を紹介します。  
お見合いは、写真等の資料を交換した後に双方が希望した場合のみ行います。

登録→お相手選び→資料交換→双方がお見合い希望→お見合い ※相談員同席

### (3) 相談予約

混雑を防ぐため、事前予約の受付を行っています。当日、予約なしでも相談することはできますが、予約優先となりますので、お待ちいただく場合がございます。

予約のキャンセルをしたい場合は、市民協働推進課までご連絡ください。

予約フォーム→



### (4) 費用

相談は無料です。ただし、お見合いの際のお茶代等は、双方の負担となります。

### (5) 登録資格

男女18歳以上の未婚の方で袖ヶ浦市在住もしくは在勤の方

### (6) 登録方法

登録を希望する方は、次の書類を結婚相談所までご提出ください。

初回は結婚相談員と面談を行うため、必ず登録者本人がお手続きをしてください。

必要書類	備考
① 袖ヶ浦市結婚相談申込書	市民協働推進課窓口または市HPから取得
② 独身証明書	市民課窓口にて取得
③ 履歴書	書式等の指定は特にありません
④ 写真（全身・上半身）各1枚	最近のもの。L版（89×127mm）サイズ

※発行手数料等は個人の負担となります。

△外国籍の方は、次の書類をご提出ください

- ・独身証明書に代わる婚姻要件具備証明書 1通
- ・婚姻要件具備証明書の訳文 1通
- ・住民票の写し 1通

### (7) よくあるご質問

Q：代理人が登録することはできますか？

A：できかねます。登録手続きは、ご本人による申し込みが必要です。

登録後の相談はご家族の方でも問題ありません。

Q：近隣市との連携について、具体的な内容が知りたいです。

A：市原市、木更津市、君津市、富津市でも、同様の結婚相談を行っています。  
上記4市の相談員と登録者の情報を一部共有しているため、お互いの条件が合致した場合は市の壁を越えて、お相手をご紹介しています。実際に市外の登録者とお見合いをして、成婚された方もいます。

### (8) 問合せ先

■平日の相談日（相談時間内）

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市役所 南庁舎2階 総合相談室 TEL：0438-62-2111（内線189）

■平日の相談時間外

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市役所 市民協働推進課 TEL：0438-62-3102（直通）

■お見合い当日（緊急時に限る）

お見合いの会場へ直接連絡をお願いいたします。

